

6.11 事前相談窓口

表 6.7 事前相談窓口（全体）

相談内容	対応窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定開発許可手続き ・ 特定開発許可申請 ・ 都市計画法等との整合性（技術基準を含む）等 	表 6.1 参照
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒区域等の指定及び解除に係る技術的基準 ・ 法第 14 条に基づく既着手の届出 ・ 土砂災害警戒区域等の区域線の確認 ・ 造成に関連して考えられる対策についての助言 	東京都建設局 河川部計画課 住所：新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 6 階中央 TEL：03-5320-5429 または建設事務所（表 6.8 参照）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害特別警戒区域の指定の有無 	（公財）東京都公園協会（立川事務所） 住所：立川市羽衣町 2-41-1 羽衣第二ビル 2F TEL：042-527-9763

東京都建設局内の所管部署は以下の通りです。

表 6.8 東京都建設局内の所管部署一覧

区市町村名	所管部署名
23区 立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・昭島市 調布市・小金井市・小平市・東村山市 国分寺市・国立市・狛江市・東大和市・清瀬市 東久留米市・武蔵村山市・西東京市	河川部計画課※
青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町 日の出町・奥多摩町・檜原村	西多摩建設事務所 管理課・工事第二課
町田市・多摩市・稲城市	南多摩東部建設事務所 管理課・工事課
八王子市・日野市	南多摩西部建設事務所 管理課・工事課
大島町・利島村・新島村・神津島村	（総務局）大島支庁 土木課
三宅村・御蔵島村	（総務局）三宅支庁 土木港湾課
八丈町・青ヶ島村	（総務局）八丈支庁 土木課
小笠原村	（総務局）小笠原支庁 土木課

※河川部の所管は暫定であり、今後所管の整理が行われる見込み